



「改正電離放射線障害防止規則」 が施行されました

厚生労働省は、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第三条第三項 並びに 第八条第五項及び第九条第二項 の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用しました。
改正内容は以下のとおりです。

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、
5年間につき100mSvおよび**1年間につき 50mSv**
を超えないようにしなければなりません。※経過措置があります（下表参照）。
【電離則第5条】

経過措置対象労働者	経過措置の内容
放射線業務従事労働者のうち、 ・ 遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもお眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師で、 ・ その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、 ・ そのために後任者を容易に得ることができないもの	眼の水晶体に受ける等価線量に関し R3.4.1～R5.3.31 50mSv/年 R5.4.1～R8.3.31 60mSv/3年、かつ50mSv/年 R8.4.1～ 100mSv/5年、かつ50mSv/年

2 線量の測定および算定方法の一部変更

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、**1cm線量当量、3mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき**、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、**1cm線量当量、3mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なもの**によって行うことが必要です。
【電離則第8条・告示第3条】

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、**3か月ごと、1年ごとおよび5年ごと**の合計を算定・記録・保存することが必要です。
【電離則第9条】

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

【電離則様式第2号】

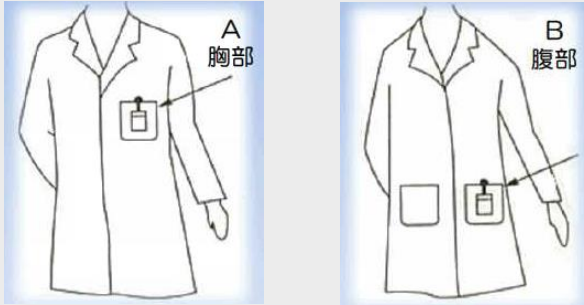
線量測定は適切な方法で実施してください

①均等被ばくの場合

放射線測定器 1 個（下記 A・B のいずれか一か所）が必要です。

A	男性または妊娠する可能性がないと診断された女性	胸部
B	A以外の女性	腹部

<装着例>

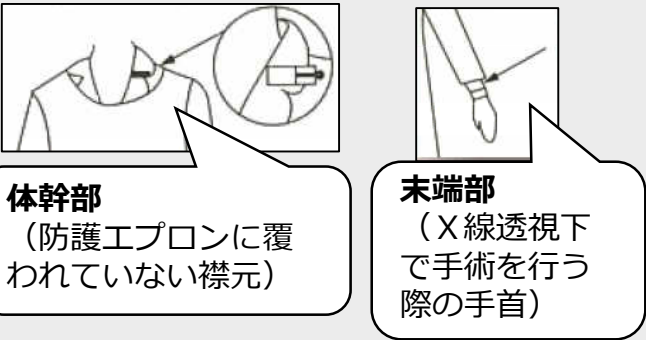


②不均等被ばくの場合

（防護エプロンを使用する場合など）
放射線測定器 2 個以上が必要です。

①の装着位置
+
体幹部及び末端部のそれぞれについて最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

<装着例>



電離放射線健康診断実施報告を提出してください

- 提出先：所轄労働基準監督署長
- 時期：健康診断実施後（電離放射線健康診断は、6 か月以内に 1 回実施する必要があります。）
- 対象者：放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者
- 様式：電離則様式第 2 号

[様式PDFはこちら→](#)

電離健診様式



参考資料

リーフレット

[『令和 3 年 4 月 1 日から、「改正電離放射線障害防止規則」が施行されます（増補版）』](#)（令和 3 年 3 月作成）



[『医療保健業に従事する皆さまへ～被ばく線量の見える化のために～』](#)（平成31年 2 月作成）



WEBサイト

[改正電離則の解説及び医療機関における被ばく線量管理のヒントに関する動画](#)



[眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会](#)

